

平成 2 1 年 第 3 回 臨時会

上 里 町 議 会 会 議 録

平成 2 1 年 5 月 2 6 日 開会
平成 2 1 年 5 月 2 6 日 閉会

上 里 町 議 会 事 務 局

平成 2 1 年第 3 回上里町議会臨時会議事録第 1 号

平成 2 1 年 5 月 2 6 日 (火曜日)

議事日程 第 1 号及び本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長提出議案第 3 8 号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 町長提出議案第 3 9 号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 町長提出議案第 4 0 号 上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 町長提出議案第 4 1 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

(追加日程)

- 日程第 8 議会運営委員の選任について

出席議員（12人）

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井藤實君
8番	高橋仁君	9番	伊藤裕君
10番	根岸晃君	11番	桜井彪君
13番	桜井正君	14番	小暮敏美君

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	久保勉君
総合政策課長	高野正道君		

事務局職員出席者

事務局長	戸矢隆光	次長	須田孝史
------	------	----	------

開会・開議

午前 9 時 3 分開会・開議

議長（根岸 晃君） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、平成 21 年第 3 回上里町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員について

議長（根岸 晃君） 日程第 1 会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において、6 番新井 實議員、8 番高橋 仁議員、9 番伊藤 裕議員以上の 3 名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

議長（根岸 晃君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 提出議案の報告について

議長（根岸 晃君） 町長より提出議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。事務局。

〔事務局報告〕

日程第 4 諸報告について

議長（根岸 晃君） 根岸議会運営委員から 5 月 21 日付けで、議会運営委員の辞任願いが提出され、辞任を許可いたしましたので報告します。

日程の追加

議長（根岸 晃君） お諮りいたします。この際、議会運営委員の選任についての件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議会運営委員の選任についての件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第 5 町長提出議案第 38 号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（根岸 晃君） 日程第 5 町長提出議案第 38 号、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） ご提案申しあげました議案第 38 号、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申しあげます。

はじめに提案理由でございますが、平成 21 年 5 月 1 日の人事院勧告に基づく国の取扱

方針に準じて、本町職員に対しても平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の額を暫定的に減額する措置を講じるため、所要の改正をいたしたく本案を提出申しあげたものでございます。

改正概要であります。去る5月1日に行われました人事院勧告は、現下の厳しい経済情勢を踏まえまして、民間企業における本年の夏期一時金の決定状況を把握するため、4月7日から24日までの間の特別調査を実施いたしたそうでございます。その結果、国家公務員の期末勤勉手当について本年6月期の支給月数を0.2ヶ月、暫定的に引き下げるなどの勧告内容となっているところであります。

政府は5月8日の給与関係閣僚会議を開催いたしまして、人事院勧告どおり実施することを決定しております。

本町におきましても、人事院勧告の趣旨や国の取扱い方針を踏まえまして、本年6月に支給する期末勤勉手当について、暫定的に0.15ヶ月と0.05ヶ月それぞれ引き下げるものであります。また、再任用職員についても同様の措置といたしまして、6月支給の期末勤勉手当を引き下げるものであります。

条文の概要でございますが、主な改正点についてご説明申し上げます。先ほど申しあげましたとおり、今回の引き下げは暫定的な措置でありますので改正方法については、一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案と同様に、本則の改正はおこなわず、附則に新たな規定を加えることで本則を読み替えるものとしたものであります。

附則に第6項を追加いたしまして、平成21年6月に支給する期末手当と勤勉手当についての適用規定であります第17条第2項及び第3項並びに第18条第2項中、100分の140とあるのを100分の125と、100分の75とあるのを100分の70とそれぞれ読み替えをいたすものであります。再任用職員についても同様に100分の70、100分の30に読み替えるものとあります。

この読み替え規定の追加によりまして、本年6月に支給する期末勤勉手当を0.2ヶ月暫定的に引き下げることとなります。施行期日ではありますが、附則におきまして公布の日から施行すると規定したものであります。

以上が上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容でありますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

慎重ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

次に補足的に説明をさせていただきますが、今回の引き下げは0.2ヶ月でございます。9.3パーセントの減に相当するものであります。職員の全体では1,340万円、この後条例改正がありますが3役が37万円、議会議員が64万円でございます。大体平均しますと5万3千円でございますが、4万4千円程度の額になるのかなと一人当たりです。合計いたしまして1,441万円程度の今度の改正によりまして減額となるということでございます。職員につきましては、一人当たりだいたい7万円程度の減額であるということでございます。なお19年度のラスパイレス指数につきましては、上里町ですけれども94.8、町村平均は94.3パーセントで若干の上で上里町はあるわけでありまして、以上が概要の説明であります。よろしくお願いしたいと思います。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

議長（根岸 晃君） 13番 桜井 正議員

13番（桜井 正君） ただいま副町長から提案理由の説明がりましたが、この6月のボーナスに限り0.2ヶ月カットするという提案でありまして、正式には8月の人事院勧告でその年度、平成21年度の給与等については決まるわけでありまして、そういう点では異例の前倒しの措置と言われているわけでありまして、一つは上里町の職員のラ

スパイレスはどうか。国家公務員に対して政府が民間企業との格差があるから、これを是正するのだということで6月のボーナスに限り減額するわけでありませけれども、国家公務員に準ずるといふことでありませけれども、町の職員のラスパイレス指数はどうか。もう一つは民間企業が非常に去年の暮れからこの春にかけて非常に悪いと、当然ボーナスも悪くなるだろうと、そういうことを想定して、それに合わせるといふことにより措置を取ったわけでありませけれども、片や政府のほうでは経済不況をなんとか打開しなければならないといふかたちで大型補正を組んで、さまざまな経済効果を上げるためにいふことで予算措置を講じているわけでありませけれども、庁内における職員、三役、議員を合わせると約1,500万円ですか、カットされるわけでありませけれども、この結果が経済効果に、地域経済にどういふふうな影響を与えるのか。片や地域経済を活性化するためにいふかたちで補正を組んでいるわけでありませ、また商工会もプレミアム商品券を発行したりして、さまざまな策を講じているわけでありませけれども、こうした公務員のボーナスカットが民間にも影響を与えるし、地域経済にも影響を与えるのではないかなと思ひませけれども、その点についてどう考へておられるのか、この2点について説明をお願いします。

議長（根岸 晃君） 副町長

副町長（山下精治君） 先ほど話しをさせていただきましたけれども、今回の問題はいろいろ考へ方があると思ひませますが、経済対策といふことではございませないので、現下の厳しい経済情勢、民間の企業が、非常に給与等が下がっているといふような状況の中で、公務員とそれから一般の方との格差を是正していくといふのが今回の改正の内容でありますので、その辺のところをひとつご理解いただきたいといふふうにおもひませであります。公務員だけいいのではどうか。いふようなことも非常に意見があるわけでありませるので、それを踏まえた改正の内容であるといふことで、暫定的措置として今回6月に行い、8月の本勧告をもって、これから見直しをされてくるといふことであろうと思ひませ。それに基づいて、給料のほうもどういふふうな勧告がでるのか、いふこともあるだろうなといふことも思ひませるところでございませるのでご理解いただきたいと思ひませ。それからラスパイレス指数につきましては、先ほど私のほうから説明を申しあげさせていただきましたが、上里町の状況でありますけれども、17年が93.1、それから18年度が94.0、それから19年度が94.8になっているわけでありませ、埼玉県 averages は19年度が96.8パーセントであるわけでありませるので、それからみると若干上里町は下がっているかなといふふうにおもひませるところでございませ。それから他の町村であります、本庄市は19年度が98.7、それから美里町が97.2パーセント、それから神川町が95.2パーセントといふような状況になっているわけでありませるのでご理解いただきたいと思ひませ。以上であります。

議長（根岸 晃君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、議案第38号 上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 日程第 6 町長提出議案第 39 号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 町長提出議案第 40 号 上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 町長提出議案第 41 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（根岸 晃君） 日程第 6、町長提出議案第 39 号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件、日程第 7、町長提出議案第 40 号 上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件、日程第 8 町長提出議案第 41 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件、以上の 3 件を会議規則第 37 条の規定により、一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。なお、議案第 39 号から議案第 41 号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） ご提案申しあげました議案第 39 号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 40 号 上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 41 号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明申しあげます。はじめに提案理由でございますが、先ほど上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申しあげたところでございますが、人事院勧告の趣旨や国の取扱い方針に準じまして、本町職員の期末勤勉手当の取扱いと同様に、上里町長、上里町副町長、上里町教育委員会教育長、及び上里町議会議員に対して、平成 21 年 6 月に支給いたします期末手当の額を暫定的に減額する措置を講じるため、関係条例で規定しております期末手当についての規定の一部改正を行うものであります。

主な改正点であります。国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案において、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正がございますが、これと同様に本則で改正は行わず、附則に新たな 1 項を追加し、本則の規定を読み替えるものであります。

期末手当の支給に関しましては、上里町長及び副町長の給与等に関する条例第 5 条第 2 項、上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例第 5 条第 2 項及び上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 5 条第 2 項において規定しておりますが、平成 21 年 6 月期について、100 分の 215 とあるのを 100 分の 195 と附則の 5 項として追加いたしましたものであります。この改正規定によりまして、本年 6 月期の期末手当につきましては 0.2 ヶ月引き下げることとなります。施行期日であります。附則におきまして公布の日から施行すると規定いたしましたものであります。

以上をもちまして、上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、上里町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の内容説明とさせていただきます。慎重ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

議長（根岸 晃君） 質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長(根岸 晃君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(根岸 晃君) ないようですので、これで討論を終了いたします。これより、議案第39号 上里町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(根岸 晃君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(根岸 晃君) 続いて、お諮りいたします。これより議案第40号 上里町教育員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(根岸 晃君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(根岸 晃君) 続いて、お諮りいたします。これより議案第41号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(根岸 晃君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(根岸 晃君) 暫時休憩いたします。

午前9時25分 休憩

午前9時41分 再開

議長(根岸 晃君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議会運営委員の選任について

議長(根岸 晃君) 日程第9 議会運営委員の選任についての件を議題といたします。お諮りいたします。議会運営委員の選任については、議会委員会条例第7条第1項の規定によって、11番 桜井 彪議員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(根岸 晃君) ご異議なしと認めます。よって議会運営委員に11番 桜井 彪議員を選任することに決定いたしました。

閉 会

議長(根岸 晃君) 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これをもちまして、平成21年第3回上里町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前9時43分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 会 議 長 根 岸 晃

議 会 議 員 新 井 實

議 会 議 員 高 橋 仁

議 会 議 員 伊 藤 裕